

日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根等に設置する設備を除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備を設置（太陽光発電設備を設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）し、又は維持管理する事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 地域住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域内に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者及び事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、第8条の規定により指定した特に災害の発生の防止並びに良好な環境及び景観の保全のため保護すべき区域を除く区域において行われる次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 事業区域が1,000平方メートル未満の太陽光発電設備設置事業
- (2) 総発電出力が50キロワット未満の太陽光発電設備設置事業

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に十分配慮するものとし、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、当該土地を適正に管理しなければならない。

(特定保護区域及び保護区域)

第8条 市長は、次に掲げる区域のうち、太陽光発電設備設置事業を抑制すべきものについて、特に災害の発生の防止並びに良好な環境及び景観の保全のため保護すべき区域（以下「特定保護区域」という。）及びこれに準ずる区域（以下「保護区域」という。）として規則に定めるところにより指定するものとする。

- (1) 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがある区域
- (2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (3) 本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

2 市長は、必要があると認めるときは、特定保護区域及び保護区域を変更することができる。

(説明会の実施)

第9条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を行おうとするときは、次条の規定により届け出る前に、地域住民等に対し、当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

(届出)

第10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を行おうとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

- (2) 太陽光発電設備設置事業の着手予定日及び設備の設置工事の完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 太陽光発電設備設置事業の内容
- (5) 地域住民等への説明会等の実施状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(同意)

第11条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を行おうとするときは、市長の同意を得るものとする。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が特定保護区域又は保護区域内に含まれる場合は、当該太陽光発電設備設置事業に同意しないものとする。

3 市長は、第1項の同意には、この条例の目的を達成するために必要な意見を付することができる。

4 前3項の規定は、太陽光発電設備設置事業の変更について準用する。

(太陽光発電設備の維持管理)

第12条 事業者は、太陽光発電設備が不全な状態とならないように、自らの責任において当該太陽光発電設備を適正に維持管理しなければならない。

(太陽光発電設備設置事業の廃止等)

第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止しようとするときは、法第11条の規定による廃止の届出と同時に市長に届け出なければならない。

2 事業者は、当該太陽光発電設備設置事業の廃止後、関係法令に基づき太陽光発電設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。

(地位の承継)

第14条 事業者から事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して10日以内に市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入らせ、当該太陽光発電設

備設置事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)の同意を得ずに太陽光発電設備設置事業に着手した者

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

(公表)

第17条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第18条 市長は、事業者が第16条の規定による指導、助言及び勧告に正当な理由がなく従わないときは、当該事実を国及び県に報告することができる。

(事業者が所在不明となった場合等における特例)

第19条 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り、当該土地所有者等を事業者とみなして、第12条、第13条及び第15条から第18条までの規定を適用する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に太陽光発電設備設置事業に着手している者に対するこの条例の適用については、第10条第1項中「当該事業に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。ただし、第11条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から60日を経過する日までの間に太陽光発電設備設置事業に着手しようとする者に対するこの条例の適用については、第10条第1項中「当該事業に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。